

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）

「障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、  
活動する社会づくりを推進すること」について

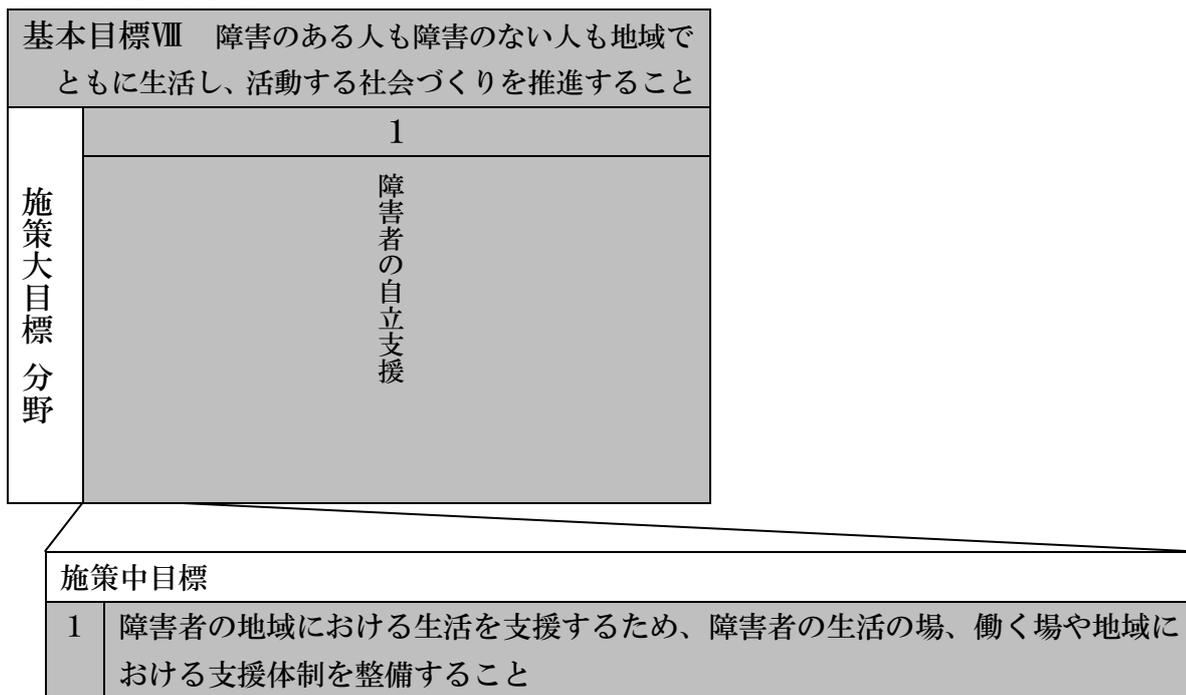
平成22年8月

社会・援護局障害保健福祉部企画課(中島誠課長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】



※並列する施策中目標はありません。

【政策体系（文章）】

- 基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
- 施策大目標 1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること
- 施策中目標 1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること

### （関連施策）

基本目標Ⅳ－３－１「高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること」は障害者の働く場や地域における支援体制を整備するという点で、本施策と関連しています。

### （予算書との関係）

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

（項）障害保健福祉費

（項）社会福祉施設整備費 等

## 2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

### （施策小目標）

（施策小目標１）障害者の地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること

（施策小目標２）障害者の一般就労への移行や、障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること

### （予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額) (百万円)	813,084	900.421	1,037,481 (981,796)	1,151,002 (1,136,868)	1,120,239

### 3. 施策を取り巻く環境 — 評価の前提

#### (1) 施策の枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）

##### ○障害者自立支援法（平成17年法律第123号）

障害者の就労支援の強化や地域生活への移行の推進等を通じ、障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

#### (2) 現状分析（施策の必要性）

○ 我が国の障害保健福祉施策では、ノーマライゼーションの理念に基づき、従来の「施設収容型の福祉」から「地域生活の支援」へ向けて、さまざまな改革を行ってきました。特に平成12年の社会福祉基礎構造改革では、「障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活を送れるよう自立を支援すること」という基本理念を示し、その一環として平成15年には措置制度から利用契約制度（支援費制度）を導入しました。

○ この支援費制度の導入により、利用者がサービスを選択できる仕組みとなりましたが、利用者の支援の必要性にかかわらず、長期間にわたり同じ施設を利用し続けるなど、本来のサービスが想定している機能と利用者の実態が乖離したり、障害者が地域で生活するために必要なサービスが不足している、など、障害者が地域で生活を送ることができるようにするための支援が不十分である状況が見られたほか、多くの障害者が就労を希望する一方で、養護学校（現特別支援学校）の卒業生数の半数以上が福祉施設に通うとともに、就職のために施設を退所する障害者が1%程度にとどまっている、など、就労意欲のある障害者の自立への支援が必ずしもできていない状況も見られました。

○ こうした状況を踏まえ、平成18年4月に障害者自立支援法が施行されました。

同法は、支援費制度における課題を解決し、障害者の地域での安心した暮らしを支援できるよう、従前の制度について抜本的な改革を行ったものです。

特に、グループホーム・ケアホームなどの障害者が地域で生活するために必要な事業や、障害者が自らの能力を存分に発揮し、就労を通じた自立を支援することができるよう、一般就労への移行を支援するための事業を創設するなど新たな課題に対応するための支援を創設するとともに、サービスの地域的な偏在や不足を解消するため、各自治体において平成18年度から3年毎の障害福祉計画を策定することとし、計画的にこれらのサービスの提供基盤の強化を図ることとしました。

○ 同法の施行後、各自治体において計画に基づくサービス提供基盤の強化に取り組んできたほか、国においても障害保健福祉関係予算について毎年度着実な伸びを確保するなど、サービスの充実を図ってきましたが、同法が施行されてから4年が経過したばかりであり、法の目的を達成するため、引き続き全国的なサービス提供基盤の強化を行っていくことが必要です。

「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者負担を応能負担とする障害者総合福祉法（仮称）を制定することとされています。この総合的な福祉制度の検討のために、本年4月に障がい者制度改革推進会議の下に総合福祉部会を設置し、検討を開始したところです。

※新たな総合的な制度は遅くとも平成25年8月までに施行することとなっており、それまでの間は、引き続き「障害者自立支援法」に基づき、障害者の地域での安心した暮らしを支援するための施策を講じる必要があります。

### (3) 施策実施上の留意事項（総務省、会計検査院等による指摘）

---

会計検査院から、以下のような指摘を受けているところであり、全国障害者保健福祉担当課長会議等において、地方公共団体に対し、補助金等の適正な執行を依頼しています。

- ・ 障害者自立支援給付費等負担金の経理が不当と認められるもの
- ・ 障害程度区分認定等事業費補助金の交付の要がなかったもの
- ・ 地域生活支援事業費等補助金が過大に交付されていたもの

#### 4. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。施策小目標ごとの詳細な評価は、5. を参照下さい。

##### (指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	福祉施設入所者の地域生活への移行者数（単位：人） （平成17年度入所者数約14.6万人のうち、2.1万人以上／平成23年度）（前年度以上／平成20年度・21年度）	—	—	9,344	14,098	19,430
達成率		—%	—%	44.4%	67.1%	92.5%
2	一般就労への年間移行者数（単位：万人） （1.0万人以上／平成23年度）	0.2	—	0.3	0.3	—
達成率		20.0%	—%	30.0%	30.0%	—%
【調査名・資料出所、備考等】						
○ 指標1は、「施設入所者の地域生活への移行に関する状況について」（社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）によるものであるが、平成19年度の数値は、平成17年10月から平成19年10月までに地域生活へ移行した者の数（2,586施設から回答を集計（回収率約92%））であり、平成20年度の数値は、平成19年度の数値と平成19年10月から平成20年10月までに地域生活へ移行した者の数（2,450施設から回答を集計（回収率約91%））を合計した数であり、平成21年度の数値は、平成20年度の数値と平成20年10月から平成21年10月までに地域生活へ移行した者の数（2,596施設から回答を集計（回収率約96%））を合計した数である。（目標達成率は平成23年の目標値である2.1万人を分母として計算している。）						
○ 指標2は、「障害福祉計画にかかる報告等の提出について」（社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ）による。平成18年度分は調査を実施していない。当該指標については、調査方法等も含め、今後検討することとしている。						

### （指標の分析：有効性の評価）

○ 施設に入所等をしてきた障害者の地域生活への移行を進めるには、退所後の単身での生活に不安がある障害者のために、介護などの一定の支援を受けながら安心して暮らせる場を確保することが有効です。

また、障害者の地域における自立した生活を実現するためには、生活に必要な所得が確保されることが重要であるが、稼働収入（給与や賃金）を得ながら生活することを望んでいる障害者は約75%に及んでおり（※）、就労を通じた自立を支援することが有効であるといえます。

（※）平成18年度障害者施策総合調査（内閣府）

### （効率性の評価）

○ 障害者自立支援法におけるサービスについては、市町村及び都道府県が障害福祉計画を策定し（障害者自立支援法第88条、第89条）、その基盤整備を行っているところですが、これに際しては、

- ・ 地域の障害者の実情やサービスに対するニーズを把握しながら、それぞれの地域において必要な障害福祉サービスの種類及び量を事前に見込む、
- ・ 地域移行や就労支援などの課題への対応が遅れている地域については、その地域の実情を勘案しながら、市町村と都道府県が協働して、広域的観点からサービス事業所の整備を行う、
- ・ 障害者自立支援法上の障害福祉サービスのほか、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」などの事業や各都道府県で策定する「工賃倍増5カ年計画」の役割についても計画上位置づけることとし、地域資源を活用するとともに、個々の障害者へのきめ細かな支援ができるよう取組を行う、など、効率的かつ計画的な方法を採用しています。

### （今後の方向性）

○ 平成21年9月9日の連立政権合意において、「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度を作ることとされています。

※新たな総合的な制度は遅くとも平成25年8月までに実施する予定です。

○ この総合的な福祉制度の検討のために、本年4月に障がい者制度改革推進会議の下に総合福祉部会を設置し、検討を開始しました。

## 5. 評価と今後の方向性（施策小目標ごと）

施策小目標ごとの評価と今後の方向性は次のとおりです。指標・目標値の動きは別図を参照下さい。また、個別の事業ごとの評価は別表を参照下さい。指標の出典等は9. 参考を参照下さい。

### （1）施策小目標1「障害者の地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること」関係

#### （指標・目標値）

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	福祉施設入所者の地域生活への移行者数（単位：人） （平成17年度入所者数約14.6万人のうち、2.1万人以上／平成23年度）（前年度以上／平成20年度・21年度） ※施策目標に係る指標1と同じ			9,344	14,098	19,430
達成率		—%	—%	44.4%	67.1%	92.5%
【調査名・資料出所、備考等】						
○ 指標1は、「施設入所者の地域生活への移行に関する状況について」（社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）によるものであるが、平成19年度の数値は、平成17年10月から平成19年10月までに地域生活へ移行した者の数(2,586施設から回答を集計（回収率約92%））であり、平成20年度の数値は、平成19年度の数値と平成19年10月から平成20年10月までに地域生活へ移行した者の数(2,450施設から回答を集計（回収率約91%））を合計した数であり、平成21年度の数値は、平成20年度の数値と平成20年10月から平成21年10月までに地域生活へ移行した者の数(2,596施設から回答を集計（回収率約96%））を合計した数である。（目標達成率は平成23年の目標値である2.1万人を分母として計算している。）						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
2	グループホーム・ケアホームの月間の利用者数（単位：万人） （8.3万人／平成23年度）	3.4	3.7	4.2	4.8	集計中
達成率		40.9%	44.5%	50.6%	57.8%	%

## 【調査名・資料出所、備考等】

○ 指標２は、平成１９年度、２０年度は国民健康保険団体連合会のデータによるものである。また、平成１８年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」（社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ）によるものである。

なお、平成１７年度は「新障害者プラン関係実績調査」（社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ）によるものであり、「グループホーム」の各年度の数値である。

## （事務事業等の概要）

○ 障害者の地域での日中活動や生活の場における支援を充実するため、グループホーム・ケアホームの整備等を実施しています。

概要：グループホーム（共同生活援助）は、地域において共同生活を営むのに支障のない障害者に対して、主に夜間において、共同生活を行う住居において相談など日常生活上の援助を行います。

ケアホーム（共同生活介護）は、障害者に対して、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護などの便宜を供与します。

必要性：障害のある人が地域で安心して暮らせる社会を構築するため、地域生活を送る際の住まいの場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図る必要があります。

## （評価と今後の方向性）

○ 予算推移をみると毎年着実に増額しており、事業実績数についても増加傾向にあるため、地域での生活を支えるためのグループホーム・ケアホームの整備が着実に進められていると評価できます。

今後も障害者の地域生活を支援するため、平成２３年度の目標値達成に向けて引き続きグループホーム・ケアホームの整備を図っていくこととしています。

\*各事業の詳細な評価は、別表を参照下さい。

## (2) 施策小目標2「障害者の一般就労への移行や、障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること」関係

## (指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
3	一般就労への年間移行者 (1.0万人以上／平成23年度) ※施策目標に係る指標3と同じ	0.2	—	0.3	0.3	—
達成率		20.0%	—%	30.0%	30.0%	—%
【調査名・資料出所、備考等】						
○ 指標3は、「障害福祉計画にかかる報告等の提出について」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるが、平成18年度は調査を実施していない。当該指標については、調査方法等も含め、今後検討することとしている。						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
4	就労移行支援の利用者数（単位：人日分） (60.5万人日分以上／平成23年度)	—	62,255	190,924	298,000	集計中
達成率		—%	10.2%	31.5%	49.3%	—%
5	就労継続支援の利用者数（単位：人日分） (267.1万人日分/平成23年度)		194,519	608,490	1,031,000	集計中
達成率		—%	7.2%	22.7%	38.6%	—%
【調査名・資料出所、備考等】						
○ 指標4は、平成19年度は国民健康保険団体連合会のデータによるものである。また、平成18年度は「新障害者プラン関係保健福祉施策実施状況報告」(社会・援護局障害保健福祉部企画課調べ)によるものである。						
○ 指標5は、国民健康保険団体連合会のデータによるものである。						

### （事務事業等の概要）

---

- 障害者の一般就労への移行や、障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進するために、障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業や就労継続支援事業の充実等を図ることとしています。

概要： 障害者自立支援法においては、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労移行支援」や一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労継続支援」があります。

必要性： 障害者が地域において自立して生活していくうえで、就労できる環境を整備することは極めて重要であるため、障害者自立支援法において「就労移行支援事業」や「就労継続支援事業」を創設したところであり、今後も障害者の就労支援を強化するためにこれらの事業の充実を図る必要があります。

### （評価と今後の方向性）

---

- 障害者が地域で自立した生活を営む上で、就労支援の充実・強化は極めて重要であるが、平成18年度からの予算は毎年増加傾向にあり、かつ事業実績数も増加しています。

今後は、平成23年度までの重点施策実施5か年計画において記載された、福祉施設から一般就労への移行の促進や「工賃倍増5か年計画」による平均工賃の倍増などの目標値も踏まえ、就労支援をさらに充実・強化させることとしています。

\*各事業の詳細な評価は、別表を参照下さい。

## 6. 施策の随時の見直し－現状把握の取組

厚生労働省では、施策の随時の見直しや将来の企画立案に活かすべく、現状把握の取組を行っており、そのうち主なものは以下のとおりです。

月	件名	内容	その後の対応
7月	障害者自立支援法の施行前後における利用者の負担等に係る実態調査結果について	障害者自立支援法の施行前後において、低所得者の94%の実負担額が増加していた。	平成22年4月より、低所得（市町村民税非課税）の障害者及び障害児につき、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料としている。
12月	障害者自立支援法施行後に利用を中断した者の現状調査結果について	法施行後に利用中断した者の63パーセントがサービスの利用を再開	現在も「何も利用していない」者が減少するように周知しているところ。

## 7. 評価結果の政策への反映の方向性

### (1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・見直しをせず、現状維持

### (2) 税制改正要望について

- 障害者の地域生活を支える日中活動の場及び住まいの場の一層の整備促進を図る観点から、譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充を平成23年度税制改正要望において、要望しています。

### (3) 機構・定員について

障害者自立支援法に基づく新体系への移行や、障害者の虐待防止等に対応するため、増員の方向で検討します。

## （４）指標の見直しについて

---

なし

## 8. 有識者の知見の活用について

---

平成 22 年 9 月中を目途に有識者から意見を伺う予定です。

## 9. 参考

---

本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、総務省による行政評価・監視に基づく勧告、会計検査院による指摘等や各種のデータは以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

### 3（１）関係

- 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/tp0214-1c.html>

### 3（２）関係

- 社会保障審議会障害者部会報告書「与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」による「障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針」

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/12/s1216-5.html>

- 障害者自立支援法等の一部を改正する法律案

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/171u.pdf>

- 障がい者制度改革推進会議

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/kaikaku.html#kaigi>

- 総合福祉部会

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/index.html>

### 3（３）関係

- 会計検査院

[http://www.jbaudit.go.jp/report/all/ch3\\_p1\\_09.html](http://www.jbaudit.go.jp/report/all/ch3_p1_09.html)

### 4 関係

- 内閣府

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h18sougo.html>

## 10. 添付資料等一覧

---

本評価書の添付資料は以下のとおりです。また、本評価書中で言及した新しい事業や税制改正要望について、事前評価を実施しているものについては掲載先のURLをあわせて示しています。

別図 政策体系（Ⅷ－1－1）

---

別表1－1 「障害者自立支援給付事業」（事業評価シート）

別表1－2 「工賃倍増5カ年計画支援事業」（事業評価シート）

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標(アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値(達成水準/達成時期)	⑧最新値(年度)【達成率】		
基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること									
Ⅷ-1-1	社会・援護局障害保健福祉部企画課(中島誠課長)	Ⅷ-1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること	Ⅷ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	＜施策目標に係る指標＞					
				1	福祉施設入所者の地域生活への移行者数	平成17年度入所者数約14.6万人のうち、2.1万人以上/平成23年度 前年度以上/平成21年度・22年度(※1)	19,430/平成21年10月【92.5%】		
				2	統合失調症の入院患者数	15万人/平成26年(※2)	18.5万人/平成20年10月		
				3	一般就労への年間移行者数	1万人以上/平成23年度(※3)	3,144人/平成19年度【31.4%】		
			個別目標1	障害者の地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな総合福祉法制の実現</li> <li>・グループホーム・ケアホームの充実</li> <li>・精神障害者地域移行・地域定着支援事業</li> <li>・精神科救急医療体制整備事業</li> <li>・コミュニケーション支援事業</li> <li>・障害者総合福祉事業</li> <li>・障害福祉サービス提供体制の整備</li> <li>・障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に係る限度額の特例</li> <li>・障害者等の少額公債の利子の非課税</li> <li>・同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例</li> <li>・バリアフリー改修が行われた既存住宅に係る特例措置(国交省とりまとめ)</li> </ul>	＜個別目標に係る指標＞			
				福祉施設入所者の地域生活への移行者数 ※施策中目標に係る指標1と同じ	平成17年度入所者数約14.6万人のうち、2.1万人以上/平成23年度 前年度以上/平成21年度・22年度(※1)	19,430人/平成21年10月【92.5%】			
				統合失調症の入院患者数 ※施策中目標に係る指標2と同じ	15万人/平成26年(※2)	18.5万人/平成20年10月			
				グループホーム・ケアホームの月間の利用者数	8.3万人/平成23年度(※1)	4.8万人/平成20年度【57.8%】			
			個別目標2	障害者の一般就労への移行や、障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労系サービスの充実</li> <li>・障害者就業・生活支援センター事業</li> <li>・工賃倍増5か年計画支援事業</li> <li>・支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却</li> </ul>	＜個別目標に係る指標＞			
				一般就労への年間移行者数 ※施策中目標に係る指標3と同じ	1万人以上/平成23年度(※1)	3,144人/平成19年度【31.4%】			
	就労継続支援B型等の平均工賃月額	平成18年度平均工賃の2倍以上/平成23年度(※3)	12,587円/平成20年度						
	就労移行支援の利用者数	60.5万人日分以上/平成23年度(※1)	29.8万人日分/平成20年度【49.3%】						
	就労継続支援の利用者数	267.1万人日分/平成23年度(※1)	103.1万人日分/平成20年度【38.6%】						
	参考統計	自殺死亡者数	人口10万対25.5(平成17年度)から20%以上減少/平成28年度(※4)	人口10万対25.3/平成20年					
評価予定表						備考 ※1 第2期障害福祉計画より ※2 「精神保健医療福祉の更なる改革に向けて」(今後の精神保健福祉のあり方等に関する検討会報告書)より ※3 障害者基本計画に基づく「重点施策実施5か年計画」より ※4 自殺総合対策大綱より			
		19	20	21	22	23			
		実績【重】	実績総合【重】	実績	実績	モニ			

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅷ-1-1-(1)						
<b>事業評価シート</b>								
予算事業名		障害者自立支援給付			事業開始年度		平成18年度	
担当部局・課室名 作成責任者		社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 土生 栄二						
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）		障害者自立支援法第95条第1項第1号、第2号						
関係する通知、計画等		「障害者自立支援給付費等の国庫負担（補助）について」等						
予算体系		(項)障害保健福祉費 (大事項)障害保健福祉の推進に必要な経費 (目)障害者自立支援給付費負担金						
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施						
		<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ）						
		■補助金〔 <u>直接</u> ・間接〕（補助先：市町村 実施主体：市町村 ）						
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	障害者自立支援法に基づき市町村が支弁する自立支援給付費の支給に要する費用の一部を負担することにより、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。						
	対象 (誰/何を対象に)	障害児・者						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護給付・訓練等給付（補助率：1/2） 障害者が身近な地域で自立した生活を送れるよう、ホームヘルプサービスや生活介護等の介護給付、自立訓練や就労移行支援等の訓練等給付支給決定を受けた者に対する障害福祉サービスの支給に要する経費</li> <li>●療養介護医療費（補助率：1/2） 医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして、療養介護の支給決定を受けた者に対する医療費の支給に要する経費</li> <li>●サービス利用計画作成費（補助率：1/2） 長期入所・入院から地域生活へ移行する者や単身で生活し自らサービスの利用調整を行うことが困難な者等のうち、特に計画的なプログラムに基づく自立支援を必要とする者に対し、相談支援事業者から相談を受けたときは、当該利用者に対し、サービス利用計画作成費を支給する経費</li> <li>●補装具費（補助率：1/2） 障害者等の身体機能を補完し、代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用するものである義肢、装具、車いす等の購入又は修理に要した費用を支給する経費</li> </ul>						
コスト	平成22年度予算額			人件費				
	事業費	588,706 百万円		}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数	
	人件費	— 百万円			担当正職員	千円	人	
総計	588,706 百万円		臨時職員他		千円	人		
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額				
	H19(決算額)	411,274		411,274				
	H19(決算上の不用額)	53,437						
	H20(決算額)	455,432		455,432				
	H20(決算上の不用額)	35,963						
	H21(予算(補正込))	522,618		522,618				
	H21(決算見込)	520,973		520,973				
H22予算	588,706		588,706					
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護給付・訓練等給付（補助率：1/2）</li> <li>●療養介護医療費（補助率：1/2）</li> <li>●サービス利用計画作成費（補助率：1/2）</li> <li>●補装具費（補助率：1/2）</li> </ul>							

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅷ-1-1-(1)				
<b>事業評価シート</b>						
予算事業名		障害者自立支援給付		事業開始年度	平成18年度	
担当部局・課室名 作成責任者		社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 土生 栄二				
事業/制度の 必要性		ホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスについて、障害福祉計画に基づく各市町村における取組の推進を図るために必要である。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業		—				
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		障害者自立支援法に基づく介護給付費等の支給については、市町村が自治事務としてその支給事務等を行い、国及び都道府県は市町村に対して、必要な助言等を行うとともに、介護給付費等の支給に係る費用を負担している。				
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		実施市町村数	か所			1796
	予算執行率		%	88.5	92.3	99.7
アウト カム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】 (達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		グループホーム・ケアホームの月間の利用者数 (単位:万人) (8.3万人/平成23年度)	万人	4.2 (50.6%)	4.8 (57.8%)	—
		等				
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		障害者自立支援法の施行後、各自治体において、グループホーム・ケアホームの整備等障害福祉計画に基づくサービス提供基盤の強化に取り組んできたほか、国においても障害保健福祉関係予算について毎年度着実な伸びを確保するなど、サービスの充実を図ってきた。				
今後 の 方 向 性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	内閣府に設置されている「障がい者制度改革推進会議」において、本年1月から検討が開始された新たな総合的な制度についての検討状況を踏まえ、必要な対応を行う。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		不明				
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		内閣府に設置されている「障がい者制度改革推進会議」において、本年1月から検討が開始された新たな総合的な制度についての検討状況を踏まえ、必要な対応を行う。				

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅷ-1-1-(2)						
<b>事業評価シート</b>								
予算事業名		工賃倍増5カ年計画支援事業			事業開始年度		平成19年度	
担当部局・課室名 作成責任者		社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 土生 栄二						
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）		-						
関係する通知、計画等		重点施策実施5か年計画（平成19年12月25日障害者施策推進本部決定）等						
予算体系		(項)障害保健福祉費 (大事項)障害者の自立支援等に必要経費 (目)障害程度区分認定等事業費補助金						
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施						
		<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：）						
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金（ <u>直接</u> ・間接）（補助先：都道府県 実施主体：都道府県）						
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	就労継続支援B型事業等で働く障害者の工賃水準を引き上げることを通じ、障害年金等の収入と合わせ、地域において障害者が経済的に自立した生活を実現するとともに、一般就労等への移行も一層促進させることを目的とする。						
	対象 (誰/何を対象に)	就労継続支援B型事業所 等						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	<ol style="list-style-type: none"> <li>経営コンサルタントの派遣</li> <li>事業所職員に対する研修会の開催、障害者就労支援に理解を示す企業へのPR活動</li> <li>利用者の一般就労に向けた職業能力向上のための職業指導員等の研修</li> <li>事業所管理者等の意識改革（企業への職場実習を通じた経営的ノウハウの習得）</li> </ol>						
コスト	平成22年度概算要求額			人件費				
	事業費	791 百万円		}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数	
	人件費	- 百万円			担当正職員	千円	人	
	総計	791 百万円			臨時職員他	千円	人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額				
	H19(決算額)	191		191				
	H19(決算上の不用額)	309						
	H20(決算額)	366		366				
	H20(決算上の不用額)	1,282						
	H21(予算(補正込))	1,671		1,671				
	H21(決算見込)	372		372				
	H22予算	791		523				
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	補助率：1/2							

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅷ-1-1-(2)				
<b>事業評価シート</b>						
予算事業名	工賃倍増5カ年計画支援事業		事業開始年度	平成19年度		
担当部局・課室名 作成責任者	社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 土生 栄二					
事業/制度の 必要性	就労継続支援B型事業等で働く障害者の工賃水準を引き上げることを通じ、障害年金等の収入と合わせ、地域において障害者が経済的に自立した生活を実現するとともに、一般就労等への移行も一層促進させることを目的とする。					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	—					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	—					
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		経営コンサルタント等の受入れ事業所	か所			591
		研修会等開催	事業所			2,318
	予算執行率		%	38	22	22
アウト カム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】 (達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		実施事業所数	箇所	1,192	2,348	集計中
		平成19年度に経営コンサルタントによる支援を実施した事業所の平均工賃額 (全国平均)	円	13,664	14,438	集計中
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分析。適宜アウトプット 指標に言及)		事業実施事業所の増加するとともに、本事業を活用し、経営コンサルタントによる支援を実施した事業所の平均工賃額が増額となる等障害者の工賃水準を引き上げることを通じて、地域における障害者の経済的に自立した生活の実現に一定程度寄与している。				
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	平成21年11月の行政刷新会議における指摘事項(評価結果: 予算要求の縮減(半額))を踏まえ、平成22年度は見直しを行ったところである。また、障害者の就労支援施策における就労系事業のあり方も含め、取り組みを強化する方向で見直しを検討する。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		—				
特記事項 (事業/制度の沿革、これまでの予算の削減に向けた取組み、目標達成のための関連事業等)		平成21年11月の行政刷新会議における指摘事項を踏まえ、平成22年度では効果的な事業実施のために既存事業の見直しを行うとともに、共同受注窓口組織の整備費用等の新規事業を追加した。				

\* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載